

2月定例美祢市教育委員会会議

(議案)

議案第 1 号

美祢市体育施設の設置について

下記のとおり美祢市体育施設を設置したいので、教育委員会の承認を求める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

名 称	位 置	設置年月日
美祢市東厚体育館	美祢市東厚保町山中 656 番地	平成 29 年 4 月 1 日
美祢市川東体育館	美祢市東厚保町川東 2596 番地 1	平成 29 年 4 月 1 日
美祢市東厚多目的広場	美祢市東厚保町山中 656 番地	平成 29 年 4 月 1 日
美祢市川東多目的広場	美祢市東厚保町川東 2596 番地 1	平成 29 年 4 月 1 日

議案第 2 号

美祢市温水プール管理員設置要綱の一部改正について

美祢市温水プール管理員設置要綱（平成25年美祢市教育委員会訓令第6号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年 2 月23日

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢市温水プール管理員設置要綱の一部を改正する訓令

美祢市温水プール管理員設置要綱（平成25年美祢市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中「7万7千円」を「7万9,310円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分		勤務時間(うち休憩1時間)
4月から6月まで	日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この表において「日曜日等」という。)	午後0時15分から午後9時まで
	日曜日等を除く日	午前10時から午後6時45分まで
7月及び8月	日曜日等	午後0時45分から午後9時30分まで
	日曜日等を除く日	午前8時45分から午後5時30分まで
9月から翌年3月まで	日曜日等	午前10時15分から午後7時まで
	日曜日等を除く日	午前10時から午後6時45分まで

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

議案第5号

美祢市社会教育指導員等設置規則の一部改正について

美祢市社会教育指導員等設置規則（平成20年美祢市教育委員会規則第22号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成29年2月23日

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

美祢市社会教育指導員等設置規則の一部を改正する規則

美祢市社会教育指導員等設置規則（平成20年美祢市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「週3日以上」を「週4日以上」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第6号

美祢市博物館等施設特別専門員の委嘱について

下記の者を美祢市博物館等施設特別専門員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成29年2月23日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

記

1 特別専門員の任期 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

2 特別専門員の氏名

(1)秋吉台科学博物館

氏名	生年月日	住所	所属・職名等	備考
村上 利廣			秋吉台科学博物館	生物教育
荒木 陽子			秋吉台科学博物館	植物生態
村上 崇史			秋吉台科学博物館	生化学 洞窟学

(2)長登銅山文化交流館

氏名	生年月日	住所	所属・職名等	備考
池田 善文			長登銅山文化交流館 館長	考古
小田村 宏			長登銅山文化交流館	考古教育